

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 に係る独自利用事務の追加について

区では、個人番号の利用促進に向けて、「中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(以下「条例」という。)に規定し個人番号を利用する事務の追加について検討しているところである。ついては、条例改正の検討状況について、以下のとおり報告する。

1 条例改正の検討状況

個人番号の利用は、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」という。)に定められた事務に限定されているが、法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これに類する事務であって各地方公共団体が条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)についても個人番号を利用することができる。また、国の個人情報保護委員会が提示する事例に該当する独自利用事務については、個人情報保護委員会に届出を行うことで、自治体間情報連携を行うことができる。

区では、現在16の独自利用事務を条例で規定しているが、このたび区民の利便性向上や行政事務の効率化が図られる事務として、新たに3つの独自利用事務を条例に追加することを検討している。

2 条例への追加を検討している事務及び特定個人情報

- (1) 心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
 - 地方税関係情報、障害者自立支援給付情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険情報
- (2) 福祉タクシー・ガソリン事業に関する事務
 - 地方税関係情報
- (3) 認証保育所等保護者補助金に関する事務
 - 地方税関係情報

3 今後の予定

令和3年11月	第4回定例会において議案を提出
令和3年12月	特定個人情報保護評価（PIA）の実施
令和4年 1月	個人情報保護委員会に届出
令和4年10月	個人情報保護委員会が示す時期より情報連携開始